ホームヘルプステーション
にらがわの里

重要事項説明書

契約書

個人情報取り扱いに関する同意書

利用者　様

介護予防・日常生活支援総合事業

第１号訪問事業（太田市訪問介護相当サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（以下「利用者」といいます。）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人圓会
主たる事務所の所在地	〒３７３－００２４　太田市上小林町１４６５－１
代表者（職名・氏名）	理事長　園田 哲男
設　立　年　月　日	平成７年４月１日
電　　話　　番　　号	０２７６－２５－５６６６

２．ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ホームヘルプステーションにらがわの里	
サービスの種類	第１号訪問事業（太田市訪問介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒３７３-００２４　太田市上小林町１４６５－１	
電　　話　　番　　号	０２７６－６０－５９７４	
指定年月日・事業所番号	平成１２年３月１日指定	１０７０５００３５８
管理者の氏名	渡辺　孝史	
通常の事業の実施地域	太田市（毛里田、韮川、休泊、太田、九合、鳥之郷地区） 太田市に隣接する市町村一部	

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

４．提供するサービスの内容

第１号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 ○入浴介助 … 入浴の介助又は入浴が困難な方は体を拭く（清拭）等をします。 ○排泄介助 … 排泄の介助、おむつ交換を行います。 ○食事介助 … 食事の介助を行います。 ○外出介助 … 買い物等をご契約者と一緒に行います。 ○自立生活援助…生活暦の喚起を促す事を一緒に行います。 （調理、洗濯干し等）
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 ○調理 … ご契約者の食事の用意を行います。 （ご家族の調理は行えません） ○洗濯 … ご契約者の衣類等の洗濯を行います。 （ご家族の洗濯は行えません） ○掃除 … ご契約者の居室の掃除を行います。 （ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は、介護保険の給付対象外のサービスとなります） ○買い物 … ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（買い物の場所は常識的な範囲までとします） ※　上記の掃除・洗濯・調理・買物などは日常生活の援助であり、利用者が独居、家族が障害・疾病などの為、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われます。

５．営業日時

営 業 日	月曜日から土曜日まで　【休日】　日曜日及び年始（1/1～1/3） ※上記以外のご利用については、相談に応じます。
営業時間	午前８時３０分から午後５時３０分まで ※上記時間以外のご利用については、相談に応じます。

６．事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介 護 福 祉 士	常勤　１人、非常勤　４人
介護福祉士実務者研修	常勤　０人、非常勤　１人
介護職員初任者研修	常勤　０人、非常勤　２人

※　職員の配置状況は、利用者及び職員の状況により変わることがあります。

７．サービス提供の責任者

利用者へのサービス提供の責任者は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者	畠山美佳・竹内美津江
管理責任者	渡辺孝史

８．利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の１割又は２割又は３割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）第１号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助　　（１単位：１０．２１円）

サービス名称	サービスの内容	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
訪問型サービスⅠ（１月につき）	週１回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援1）	１，１７６単位	２，３５２単位	３，５２８単位
訪問型サービスⅡ（１月につき）	週２回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援1）	２，３４９単位	４，６９８単位	７，０４７単位
訪問型サービスⅢ（１月につき）	週２回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者（要支援2）	３，７２７単位	７，４５４単位	１１，１８１単位

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算：介護予防訪問介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。（1単位：１０．２１円）

加算の種類	加算の要件	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	２００単位	４００単位	６００単位
生活機能向上連携加算（１月につき）	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	１００単位	２００単位	３００単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）	１月につき所定単位数（基本サービス費に加算減算を加えた単位数）の合計に加算します。　所定単位数に28.7%を乗じた単位。	合計単位数 ×２８７/１０００単位		

（注１）　※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算：介護予防訪問介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

加算の種類	減算の要件	加算算定
同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又は、隣接する敷地内に所在する建物の利用者にサービスを行う場合	指定訪問介護を行った場合は、１回につき所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定

ア．早朝・夜間・深夜の割り増し料金について

平常の時間帯（午前８時から午後６時）以外の時間帯で、サービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば介護保険給付の対象となります。

夜　間　（午後６時から午後１０時まで）	２５％割り増し
深　夜　（午後１０時から翌朝午前６時まで）	５０％割り増し
早　朝　（午前６時から午前８時まで）	２５％割り増し

イ．２人の訪問介護員がサービスを行う場合について

２人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の２倍の料金をいただきます。

《 ２人の訪問介護員がサービスを行う場合の例 》

・体重の重い方に対する入浴介助等の、重介護サービスを行う場合
・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合　等

※　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

ウ．介護保険の給付対象とならないサービス

下記のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、（１）に定める利用料金の全額が、ご契約者の負担となります。

②通常の実施地域外の交通費について

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいまでの要した交通費として、次の料金をいただきます。

（通常の実施地域）

太田市（毛里田地区、韮川地区、休泊地区、太田地区、九合地区、鳥之郷地区）
太田市に隣接する市町村の一部

実施地域外の交通費：事業所から４００円または８００円

※ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う１か月前までにご説明します。

（２）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防訪問介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日までに申し出があった場合	無　料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	サービス利用料の５０％の額

※介護利用料金とは、自己負担分（１割）ではなく、サービス利用料（１０割）となります。

（３）支払い方法

上記（１）及び（２）の利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、現金払いの場合は、お支払いを受けた当日に領収書を差し上げます。それ以外のお支払いの場合は、次月の請求書と同封にて差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	・足利小山信用金庫韮川支店並びに群馬銀行の口座は、サービスを利用した月の翌月の２５日（祝休日の場合は翌営業日）に、 上記以外の金融機関口座は、サービスを利用した月の翌月の２７日（祝休日の場合は翌営業日）にご指定する口座より引き落とします。

銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 金融機関：足利小山信用金庫　韮川支店　普通口座　００１４７３８ 名　　義：社会福祉法人圓会　施設長　高田　進 カ　　ナ：フク）マドカカイ　シセツチョウ　タカダ　ススム
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに緊急搬送の対応及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

１０．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当のケアマネージャー及び太田市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１１．苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号　０２７６－６０－５９７４ 面接場所　当事業所の相談室

（2）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	群馬県国民健康保険団体連合会	電話番号 ０２７－２９０－１３２３
	太田市役所長寿あんしん課	電話番号 ０２７６－４７－１８５６

介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業契約書(太田市)

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人圓会 ホームヘルプステーションにらがわの里 理事長 園田哲男（以下「事業者」という。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第１条　事業者は、介護保険法（平成９年法律第 123 号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

第１号訪問事業【介護予防訪問介護相当】（「契約書別紙（兼重要事項説明書）」）

（契約期間）

第２条　この契約の契約期間は令和　　年　　月　　日　から契約が終了されるまでとします。

上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

（個別サービス計画の作成及び変更）

第３条　事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画書または介護予防マネジメントケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。

２　事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第４条　事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

２　利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が介護予防ケアプランの範囲内で可能であり、第１条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

３　事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助を行います。

４　事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

（利用料等の支払い）

第５条　利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

２　利用料の請求や支払方法は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

３　利用者が、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

（利用料の変更）

第６条　事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（利用料の滞納）

第７条　利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を２ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、１ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

２　事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター及び太田市と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

３　事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第１項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

（利用者の解約権）

第８条　利用者は、７日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

２　利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

(1)　事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしない場合

(2)　事業者が、第１２条に定める守秘義務に違反した場合

(3)　事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

（事業者の解約権）

第９条　事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により２週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(1)　利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合

(2)　利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

２　事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の地域包括支援センター等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

（契約の終了）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

(1)　第２条第２項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合

(2)　第８条第１項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

(3)　第６条もしくは第８条第２項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合

(4)　第７条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合

(5)　第９条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

(6)　利用者が介護保険施設へ入所した場合

(7)　利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合

(8)　利用者の要介護状態区分が要介護となった場合

(9)　利用者が死亡した場合

（損害賠償）

第１１条　事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者

の責任を問えない場合はこの限りではありません。
２　前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
３　利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

（守秘義務）

第１２条　事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
２　事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
３　事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、介護保険法第２３条に基づくもののほか、利用者の介護予防ケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター及び介護予防サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
４　第１項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

（苦情処理）

第１３条　利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
２　事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
３　事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

（サービス内容等の記録の作成及び保存）

第１４条　事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から５年間保存します。
２　利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
３　事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第１項の記録の写しを交付することができるものとします。

（契約外条項）

第１５条　本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

個人情報に関する同意書

私、及び私の家族は、介護保険サービスを利用するにあたり、介護サービス計画に基づいて円滑にサービスが受けられるために、その援助活動に必要な最小限の個人情報が、
法人が提示する利用目的に基づいて各関係事業所等へ情報開示されることに同意します。

私、＿＿及び私の家族は、サービス提供にあたり、上記のとおり説明を受け、内容に同意し、契約を締結しました。

☐重要事項説明書

☐利用契約書

☐個人情報に関する同意書

以上の契約を証するため、本通 2 通を作成し、利用者および事業者双方が署名または記名の上、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

事業者

〈住　　所〉　〒373-0024　太田市上小林町１４６５－１

〈事業者名〉　ホームヘルプステーションにらがわの里

〈代表者名〉　理事長　　園田　哲男

利用者

〈住　　所〉

〈氏　　名〉

家族代表

〈住　　所〉

〈氏　　名〉　　〈続柄〉

代理人

〈住　　所〉

〈氏　　名〉　　〈続柄〉

ホームヘルパーを派遣するにあたってのお願い

（1）訪問介護による支援は、契約書及び、重要事項説明書、訪問介護計画書で定められた範囲のものを行います。
なお、各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱いは行うことが出来ません。
（2）洗濯、調理、買い物、布団干しはご利用者の物のみとなります。またお部屋の掃除もご利用者の居室のみです。それ以外の居室を掃除する場合は、介護保険外のサービスとなり、全額自己負担になりますのでご了承下さい。
（重要事項説明書６ページに記載）
（3）来客の応接（お茶出しや食事の用意等)、ペットに関する事はヘルパーの作業外となり対応できませんのでご了承下さい。
（4）大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスかけ、草むしり等は日常的に行なわれる家事の範囲外のため対応できませんのでご了承下さい。
（5）ヘルパーに立ち入られたくない場所は、事前に申し出て下さい。
（6）ヘルパーが訪問する時間は、交通事情等により多少前後ことがありますのでご了承下さい。
（7）マスク、ゴム手袋、エプロン等、内容によって着用をさせていただきます。
（8）急な用事での外出など、ヘルパーの訪問が不要なときは、できるだけ早くご連絡下さい。(基本的には、ご利用日の前日までです。)
（9）訪問時にご利用者本人が不在の場合、又は留守になるときは、ヘルパーは業務ができませんので、あらかじめご了承下さい。
（１０）訪問回数や支援の内容等を変えて欲しい時はご相談下さい。
（１１）訪問しているヘルパーは、変更になることがあります。特定のヘルパーの指名はできません。　また、ヘルパーの体調等で急遽変わる場合もあります。
（１２）ヘルパーによる医療行為及び医療補助行為は出来かねますのでご了承ください。
（１３）訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
（１４）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当のケアマネージャー又は当事業所の担当者へご連絡ください。